



## 新型コロナワクチン接種の予約はお早めに

問 十和田市新型コロナワクチンコールセンター ☎51-3936

新型コロナワクチン接種の実施期間は3月31日までとなっています。接種を希望する人はお早めにウェブまたは予約専用ダイヤルからご予約ください。

また、接種券を紛失した場合は再発行が可能ですので、市コールセンターへお問い合わせください。

※生後6カ月～4歳の人全3回の接種を3月31日までに終えるためには、1回目の接種を1月13日までに終える必要があります。

※ワクチン接種の実施期間は国の方針で変更となる場合があります。

### これから1・2回目接種を希望する12歳以上の人へ

1・2回目接種は従来のワクチンを使用し1月以降も実施します。希望する人は実施場所を確認の上、ウェブ予約または市コールセンターに連絡してください。

実施場所 十和田第一病院、清潮会クリニック

### 新型コロナワクチン接種証明書の交付を行う事業者が追加されました

すでに交付を行っている事業者に加え、市内では、ローソンの各店舗でも新型コロナワクチン接種証明書の取得が可能となりました。

▶午前6時30分～午後11時に取得できます（土・日曜日、休日も取得可能）。

▶マイナンバーカード、接種証明書発行料（120円）が必要です。

※詳しくは、厚生労働省ホームページからご確認ください。



### あなたの街の

## 法律相談

～第65回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「相続人不存在と特別縁故者」についてです。

問 まちづくり支援課 ☎51-6777

**Q** 相続人がいない場合に相続人以外の人が遺産を引き継ぐことができる場合がありますと聞きました。

**A** 相続人の範囲は民法で定められており、子は第1順位、親は第2順位、兄弟は第3順位の相続人です。配偶者は他の相続人と同順位で常に相続人となります。甥や姪までが相続人の範囲ですが、先に全員亡くなったため相続人がいない、あるいは相続人全員が相続放棄した、というケー

スで相続人がいないこともあります。このような場合、「特別縁故者に対する相続財産の分与」により、相続人以外の方が亡くなった人の不動産や預貯金などの相続財産を取得できる場合があります。

**Q** 特別縁故者とはどのような人ですか。

**A** 「被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者」と定められています。

**Q** どのような手続きが必要ですか。

**A** 家庭裁判所に対して相続財産管理人選任を請求します。選任された相続財産管理人は、公告を行って相続財産に対して権利を有する者に対して請求を促し、さらに相続人が本当にいないかを調べるため相続人捜索の公告を行います。相続財産管理人は申し出のあった債権者等への支払

いを行い、特別縁故者は残存した相続財産に対して法定の期間内に相続財産管理人に対して財産分与の請求をします。

**Q** 分与される財産はどのようにして決めるのですか。

**A** 家庭裁判所が、相続財産管理人の意見を参考にしつつ特別縁故者に当たるかどうかを判断し、当たるとされた場合に分与すべき財産を決めます。

**Q** 費用はかかるのでしょうか。

**A** 通常、相続財産管理人選任の申立の際に、家庭裁判所から費用として20万円から30万円程度の予納金を求められます。相当の相続財産があれば最終的に予納金が返還される場合もあります。

（文責 弁護士 橋本 明広）  
弁護士法人青空と大地 ☎21-5162